

令和9年度 もりぐち児童クラブ

「入会児童室」のご案内

～放課後等の子どもの居場所～

1. 児童クラブ「入会児童室」について

利用対象者は、放課後などに保護者が就労または疾病、その他の事由により、児童を保護育成することができない状態が、月 15 日以上かつ、3か月以上続く世帯の 1～3 年生の児童です。

放課後児童支援員等による安全確保と育成機能を持たせた生活の場を提供します。

（放課後児童健全育成事業）

※特別な配慮等が必要な児童の利用については、保護者や学校等と相談し、状況に応じ必要な体制をとります。

※4～6年生の障がいがある児童（※条件あり）を対象に、学校の長期休業日に限定した開設を行います。

なお、詳細については担当課(子育て支援政策課)までお問い合わせください。

2. 利用時間について

開設日	開設時間
基本開設（月曜～金曜日）	放 課 後～午後5時（延長開設は午後7時まで）
土曜開設（土曜日）	午前8時～午後7時
学校の休業日（長期休業日等）	午前8時～午後5時（延長開設は午後7時まで）

◇日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は開設しません。

◇土曜日、学校の休業日（長期休業日等）は、各自昼食（お弁当）の準備が必要です。

◇非常変災時、その他運営に支障があるときは、急遽臨時閉室とする場合があります。

3. 費用について

利用 者 負 担 金		利用要件	備 考
【基本開設】 月曜～金曜日の利用 （午後5時まで）	児童 1 人当たり 月額 4,900 円	保護者の就労等の事由で保護育成できない状態が、月 15 日以上かつ、3か月以上続く場合	※おやつ代は、 <u>別途保護者負担</u> となります。 ※工作の材料代等、実費が必要となる場合があります。
【延長開設】 月曜～金曜日の利用 （午後5時から午後7時まで）	児童 1 人当たり 月額 500 円	保護者の平日の就業時間が、午後5時を超える場合（通勤時間含む。）	
【土曜開設】 土曜日の利用	児童 1 人当たり 月額 1,500 円	保護者の就労等の事由で土曜日に保護育成できない場合	

※利用者負担金については原則口座振替となります。申請までに手続きが必要です。

※利用者負担金を滞納されますと、退会していただく場合があります。

※当該月に全く利用することがなかった場合でも、利用月の負担金は全額かかります。

4. 利用者負担金の減免について

項	減免の事由（申請要）	減免の額
1	保護者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けていること。	全額
2	保護者の当該年度の市民税が非課税になること。	全額
3	保護者の当該年度の市民税の所得割が非課税（2の項に規定する場合を除く。）になること。	半額
4	保護者が災害その他特別な事由により負担金の納付が困難になったこと。	市長が別に定める額
5	同一世帯で2人以上の児童が入会児童室を利用すること。	半額（児童のうち1人を除く）

※減免申請は、必ず事前の申請が必要です。

利用者負担金等について

申請方法、その他の減免等についてはホームページをご確認ください。

〈市ホームページ二次元コード〉



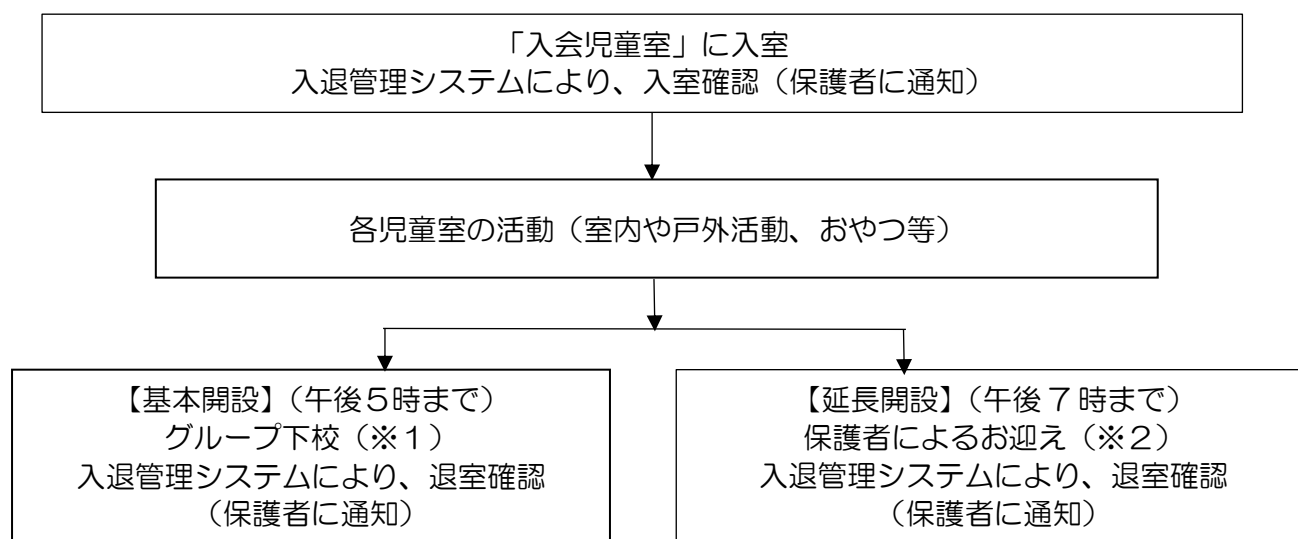
5. けが等の対応について

活動中のけがや体調不良の程度により、状況に応じて保護者への連絡等を行うとともに、緊急を要する場合には救急車の要請、病院への搬送を行います。日中必ず連絡がとれるようにしてください。擦り傷程度の軽傷は放課後児童支援員等が応急手当を行います。

6. 非常変災時の対応について

守口市に「暴風警報」、「レベル4危険警報」または「レベル5特別警報」のいずれかが発令されたり、「震度5弱」以上の地震が発生するなどの緊急事態が発生した場合は、状況等により臨時閉室や保護者のお迎えを要請することがあります。

7. 一日の流れ・下校について



※1 午後5時に児童だけの集団によるグループ下校を行います。（お迎えも可能です。）

※2 延長開設や土曜開設等の利用により5時以降に下校する場合は、必ず保護者のお迎えが必要です。

8. 利用申請について

必 要 書 類	手 続 等
① 「入会児童室」利用申請書…1 部 ② 保護者の就労証明書(※1)または利用事由申告書(※2) (※1)職場の証明済のもの…保護者の人数分 (※2)就労以外で利用を希望する場合、各事由の添付書類が必要 ③ 口座振替依頼書の写し(※)…1 部 ※複写 3 枚目の納付者保管分、金融機関届出済のもの（前年度等に手続きが済んでいる場合は不要） ■その他（該当する方のみ） ④ 利用者負担金減免申請書(※)…1 部 ※申請がなければ減免審査されません。 ⑤ 各種障害者手帳、特別児童扶養手当の証書、障害児福祉手当の支給通知等の写し(※)…いずれか1部 ※利用選考基準において、申請児童に障がいがある場合は優先順位が変わります。提出がなければ優先されません。 ■上記①②④の書類及び記入例は、市ホームページよりダウンロードしていただけます。申請の際にご活用ください。 ■上記③の口座振替依頼書は複写式になっています。市担当課(子育て支援政策課)にありますので、ご相談ください。(金融機関窓口にはございません。)	・市受付窓口へ提出（郵送可） ・入会児童室へ提出（<u>現在利用している児童のみ</u>） ・オンライン申請 オンライン申請について  〈オンライン申請二次元コード〉

※きょうだいで申請の場合は、それぞれ必要書類をご準備ください。

9. 利用申請スケジュールについて

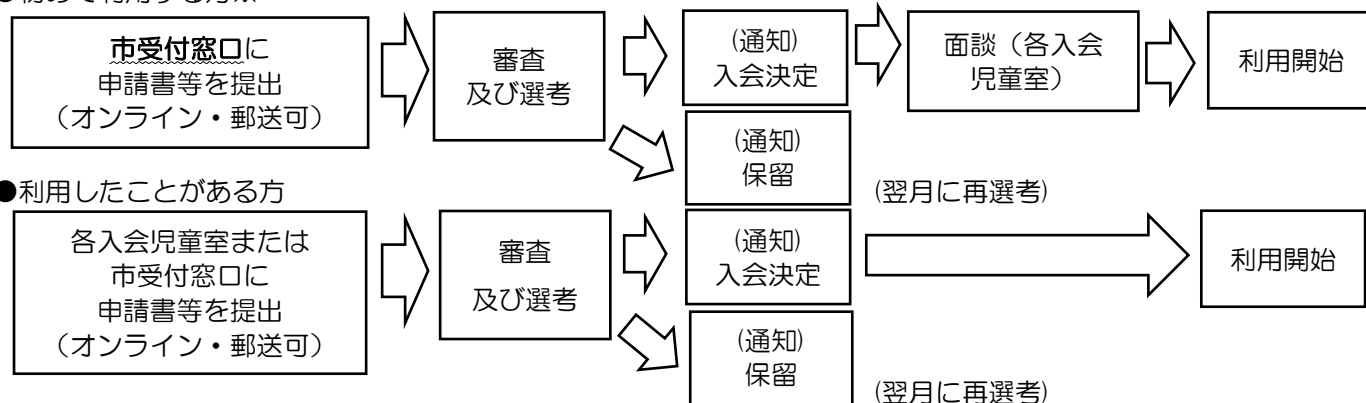
	利用開始日	申請期間
当初入会	令和9年4月1日から	【1次】令和8年12月1日（火）から 令和9年1月8日（金）まで（ <u>必着</u> ）
		【2次】令和9年1月9日（土）から 令和9年1月29日（金）まで（ <u>必着</u> ）
途中入会	毎月1日から（原則） （上記4月1日の当初入会除く）	前月15日まで（随時受付）

※2次申請期間での申請は、1次申請期間に申請された方の入会決定後、空きがある場合に審査及び選考し、入会を決定します。そのため、空きがない場合は決定を保留することとなります。保留の有効期限は令和10年3月31日までです。申請は毎年度必要となりますので、ご注意ください。

※上記の申請期間を過ぎた場合、4月1日から入会することはできません。5月1日からの入会として審査及び選考を行います。

≪利用までの流れ≫

●初めて利用する方※



※初めての利用される方・市内転校された方は、利用開始日までに、入会児童室で放課後児童支援員等が保護者・児童と面談を行います。面談が済んでいない場合利用ができません。詳細は入会決定通知の際にお知らせします。

10. 利用選考基準について

入会決定にあたっては、次の利用選考基準に基づいて、審査及び選考を行います。

なお、各児童室の利用申請者数に応じ、入会決定を行いますので、利用申請者が多数の場合は、利用の決定を保留する場合があります。

優先順位	児童の状況等
1	第1学年から第3学年までの障がいがある児童（※1）
2	第1学年の児童 + 延長開設の利用要件を満たす場合（※2）
3	第2学年の児童 + 延長開設の利用要件を満たす場合（※2）
4	第3学年の児童 + 延長開設の利用要件を満たす場合（※2）
5	上記以外の第1学年の児童
6	上記以外の第2学年の児童
7	上記以外の第3学年の児童

●上記で同順位の場合は「ひとり親世帯」を優先し、さらに同順位の場合は「抽選」とします。

※1 利用申請時に各種障害者手帳、特別児童扶養手当の証書、障害児福祉手当の支給通知等のいずれかの写しを提出してください。

※2 「延長開設の利用要件を満たす場合」の対象者は、延長開設の利用希望をしており、かつ利用要件を満たしている利用申請者です。

11. 登録児童室との違いについて

	登 録 児 童 室	入 会 児 童 室
概 要	地域の皆さんの協力のもと、自主的な遊びの場の提供（放課後子ども教室）	放課後等に就労等で保護育成することができない状態が続く保護者の児童に対し、安全確保と育成機能を持たせた生活の場の提供（放課後児童健全育成事業）
利用条件	なし	放課後等に就労等で保護育成することができない状態が月15日以上かつ、3か月以上続く保護者の児童
主な対象児童	小学校1～6年生の児童	小学校1～3年生の児童
開設時間	【月曜～金曜日】放 課 後～午後5時 【土曜日・学校の休業日】 午前9時～午後5時 ※対象校で定められている下校指導時間(午後4時半～5時頃)に各自下校	【月曜～金曜日】放 課 後～午後5時（延長開設は午後7時まで） 【土 曜 日】午前8時～午後7時 【学校の休業日】午前8時～午後5時（延長開設は午後7時まで）
閉室日	日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～1月4日）・長期休業中の8月13日～8月15日	日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）
利用者負担金	無 料	児童1人当たり 月額 4,900円～6,900円 ※ 延長開設、土曜日開設あり
利用手続	各学校の登録児童室に利用申請書を提出（申請書を提出した翌日から利用可能）	子育て支援政策課受付窓口利用申請書及び必要書類を提出
運営スタッフ	地域のボランティア等	放課後児童支援員等
おやつ提供	なし	あり ※実費負担（各クラブによる）

「入会児童室」について

FAQ(よくある質問)



〈市ホームページ二次元コード〉

12. 民間の放課後児童クラブについて

市に届出を行い、放課後児童健全育成事業を実施している事業所は、市ホームページに掲載しています。



〈民間の放課後児童クラブについての二次元コード〉

守口市こども部子育て支援政策課
TEL：06-6992-1228